

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)

令和6年7月10日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300323 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400022 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成3年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年9月9日

私は、A社において、請求期間に月の給与に含める形で10万円の賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。請求期間に賞与が振り込まれていたことが分かる取引推移一覧表(写)を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社において、請求期間に月の給与に含める形で10万円の賞与が支給されたと主張しているところ、事業主から提出された資料には、目標を達成した場合にボーナスを支給する旨記載されているものの、事業主は、当該ボーナスについて、実績手当の名称で給与の一部として支給している旨回答及び陳述している。

また、事業主から提出された請求者に係る平成27年8月分の給料明細書(写)によると、実績手当として10万円の支給が確認でき、当該明細書の差引支給額と請求者から提出された取引推移一覧表(写)の請求期間に係る振込額が一致していることから、請求者の主張する賞与は、実績手当であると判断できる。

しかしながら、上記の実績手当について、事業主から提出された資料によると、イベントの立案・実行、毎月の目標を達成した場合等に支給する旨の記載が確認でき、事業主は、当該手当は業績に応じて毎月支給されるものであり、報酬月額に含めて算定基礎届を提出しているため、賞与ではない旨回答及び陳述している。

また、厚生年金保険法第3条第1項第4号において、賞与とは、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものと規定されているところ、日本年金機構は、事業主から提出された資料並びに事業主の回答及び陳述から判断すると、当該手当については、賞与ではなく通常の報酬として取り扱うことが妥当である旨回答していること

から、請求期間に支給された当該手当は、同法第3条第1項第4号に規定される賞与には該当しないと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。